

新規な意匠出願制度の試みについて

(強い意匠権の確立を目指して)

会員 岡崎 信太郎



要 約

①本論は、年間見て、特許出願件数の 1 / 10 にも満たないという意匠出願制度の利用率の低さについて改善の必要性を訴え、同時にこの点について、何故平成 10 年法が改善できなかった点を探る。

特に、出願人となるユーザの持つ、意匠出願制度もしくは意匠権の権利行使におけるマイナスイメージを平成 10 年法の内容を通して解明し、大改正であった平成 10 年法が狙った「強い意匠権」の確立が結果的にはどのようなであったか、そして、残された課題は何であったかを検討して、意匠登録出願制度を根本的に変更することを提案したいと考えている。

②部分意匠制度

いうまでもなく、登録意匠の「要部」の認定は困難な作業であり、それを出願人自らが特定し、これを審査により公的に認定するという意義を持つ点で、きわめて評価できる制度であると思う。

しかしながら、「物品の部分」に適用される形態に関して「意匠権」を成立させるという制度は、我が国になじみがなく、導入当初、判決例は皆無であって、当該「部分」をどのように扱っていいのか不明な点が多かった。

しかし、部分意匠権を取得した場合であっても、被疑侵害品(所謂「イ号」)の形態等により、必ずしも部分意匠制度を選択したからと言って、有利な結果を招来したとは言えない事例も明らかになりつつある。

③意匠登録出願の件数の激減と、特許庁の努力の甲斐あって、現在、一部分野の意匠登録出願の審査がきわめて早くなっている。このような現実、早期権利化の観点からは誠に好ましいことであるが、ユーザにとっては、関連意匠制度を利用する場合、本意匠の出願からいつまでに関連意匠を出さなければならぬか見極めが困難になっている。

④筆者は、このような現実に対して、従来の出願制度を変更して、まず、1 物品に対して複数の多様な形態を出願可能とする制度(1 物品多意匠の出願制度)を提案したい。主としてユーザの 1 出願に対する費用対効果のイメージを改善し、出願意欲を向上させるためである。

さらには、このような制度の中でクレーム制度を採用し、創作の範囲について、多少とも論理的に把握できるようにし、従来の難解な意匠の類似範囲を出願時には主観的に、審査を通して客観的に理解し易くすることにより、意匠権の解釈や権利行使を容易にして、より開かれた知財制度の一分野としたいと考える。

以上

目次

- 1. はじめに
- 2. 問題の所在
- 3. 平成 10 年法が目指したもの
 - 3-1 部分意匠制度
 - 3-2 関連意匠制度
 - 3-3 残された課題
- 4. 現在の意匠出願制度の概略
 - 4-1 願書の記載
 - 4-2 図面等
- 5. 意匠権の権利を画する基準
 - 5-1 諸説

- 5-2 創作保護のための類似範囲の把握
- 5-3 現在の出願手続の欠点
- 6. 新規な出願制度が目指すもの
- 7. 新規な出願制度の具体的検討
 - 7-1 一意匠の概念について
 - 7-2 出願書類の構成について
- 8. 新規な出願制度に期待できること

1. はじめに

我が国の意匠制度は、平成 10 年法により大きな制度設計の変更をおこなったことは周知のとおりである。

これにより、ユーザにとって、より魅力的な制度となり、意匠登録出願の増加と価値ある意匠権が多く創出され、権利の利用、すなわち、例えば、侵害の予防による意匠権者の業務の保護と、実施化の促進により産業の活性化が図られることが期待されたのである。

2. 問題の所在

はたして平成10年法のねらいは達成されたか否か。

確かに平成14年を除き平成16年までは意匠登録出願の件数は増加し、平成16年(2004年)には40,756件を記録してピークを迎えるが、その後、出願件数は減り続け、平成21年には30,875件となり、2万件台に突入する状態となっている。⁽¹⁾

これはひとえに新制度内容に対する不満のせいばかりとは言えないだろう。リーマンショック以降の企業ユーザの知財活動においては、出願に割ける予算が減少していることは明らかであり、当然にそのことが出願件数の減少に反映することは、特許出願件数の減少を見ても判ることである。

しかしながら、意匠制度は大企業のみならず、中小企業にも役立つはずである。さほど高い技術力を持たない中小零細企業やベンチャー企業にとって、デザイン領域なら手を出しやすく、デザインの工夫が魅力ある製品、販売面での成功に結びつく製品づくりに役立つことも確かである。

特許庁や自治体などにおける中小企業助成制度が拡充しつつあるなかで、意匠登録出願件数の増加に結び付かないのは、やはり、別の理由がありそうである。そもそも、我が国の意匠登録出願の件数は、特許出願件数の1/10に満たないのである。

事実、筆者が弁理士として、日常の知財活動を通じて多くの中小企業者に接する時、意匠登録出願を勧めると、必ずしも良い顔をされないのは何故だろうか。曰く、「意匠って、権利範囲が狭いというじゃないですか？意匠ではなくて、特許はとれないですかね。」というがっかりさせる反応が返ってくる。

3. 平成10年法が目指したもの

平成10年法が目指したものは、魅力ある意匠制度の構築であった。

そのような目的の下、「部分意匠の導入」、「意匠登録に係る創作容易性水準の引き上げ」、「物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠の保護除

外」、「組物の意匠の適切な保護」、「類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の創設」等がなされ、きわめて大きな制度改革がなされたことは良く知られるとおりである。このような制度改革において、とりわけ意匠を注がれたのは「強力な意匠権、使える意匠権」の実現である。そのため、特に思いきった制度改革として、「部分意匠制度」と「類似意匠制度」が導入されている。⁽²⁾

3-1 部分意匠制度

「第二条 この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。」

意匠法第二条に上記下線部の挿入をもって導入されたのが、所謂「部分意匠制度」であった。

制度の詳細にわたる分析は、ここでは行わないが、「部分意匠制度」は、それまでの法的拘束力を持たない「特徴記載制度」に変わり、出願人自らが当該意匠登録出願に係る意匠の「要部」を特定するものと言ってよく、意匠出願における「クレーム制度」ともいわれる所以である。

3-2 関連意匠制度

従来の類似意匠制度における「類似意匠の意匠権」は「自己の登録意匠にのみ類似する意匠」に対して認められ、審査後は本意匠の意匠権に合体し(旧意匠法第22条)、独自の権利範囲が認められていなかった。かかる「類似意匠の意匠権」の物足りなさに鑑みて、これらを「関連意匠」として登録することとし、本意匠の意匠権のみならず、関連意匠の意匠権だけを使用しても権利行使可能とした画期的な制度である。「強力な意匠権」の構築に直接寄与する制度として期待されたものであり、長年にわたり、「類似意匠制度」に持っていたユーザの不満を解消しようとするものであった。

3-3 残された課題

1) 部分意匠制度

いうまでもなく、登録意匠の「要部」の認定は困難な作業であり、それを出願人自らが特定し、これを審査により公的に認定するという意義を持つ点で、きわめて評価できる制度であると思う。

しかしながら、「物品の部分」に適用される形態に関

して「意匠権」を成立させるという制度は、我が国になじみがなく、導入当初、判決例は皆無であって、当該「部分」をどのように扱っていいのか不明な点が多かった。

審査基準が明らかにされているとは言え、その多くは裁判例による検証の積み重ねを待つしかないというものであった。

特に「部分」と、所謂「破線」で示された箇所ないしは領域との関係は解釈が難しく、果たして、「部分意匠出願」として出願され、審査を受けて意匠権が成立した場合と、従来からの全体意匠として意匠出願され、審査を受けて意匠権が成立した場合とで、必ずしも前者について常に有利である結果とはなっていない。

当然のことではあるが、部分意匠権を取得した場合であっても、被疑侵害品（所謂「イ号」）の形態等により、必ずしも部分意匠制度を選択したからと言って、有利な結果を招来したとは言えない事例も明らかになりつつある。

2) 関連意匠制度

当初、「自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠」は、本意匠の出願と同時にしか関連意匠出願として認められなかったことが、ユーザサイドからおおいに批判され、本意匠の掲載公報発行日の前まで出願期限が延長されたことで、いくらかの改善が認められるようになったものである。

しかしながら、意匠登録出願の件数の激減と、特許庁の努力の甲斐あって、現在、一部分野の意匠登録出願の審査がきわめて早くなっている。出願から3カ月程度で登録になることもあり、このような現実は、早期権利化の観点からは誠に好ましいことである。ところが、ユーザにとっては、関連意匠制度を利用する場合、本意匠の出願からいつまでに関連意匠を出さなければならないか見極めが困難になっており、出願計画を立てにくくなっているという皮肉な結果に直面している。

また、後述するように、関連出願は、本出願とは別個の出願として手続を要することから、出願人の負担は関連出願による出願件数が多くなるほど重くなり、広い類似範囲を訴求する手法としては出願人に過酷な面もある。さらに、関連出願それ自体にも類似範囲を認める制度となった結果、成立した権利の範囲を見極

める上では、従来と同様に困難な点が残されており。筆者は別の手法で権利の幅をより理解し易くするための手掛かりが必要だと考えている。

4. 現在の意匠出願制度の概略

そこで、これらの問題を考える上で、意匠権の権利行使を難しくし、その権利の幅を狭いものという認識を与える原因は、出願の形式そのもののなかに存在しているのではないかと、というのが、筆者の問題意識である。

そのような問題を説明するために、改めて現在の出願の形式（方式）について説明しておく。

この内容は、普段意匠出願について取り扱う頻度が多く、手続になれている弁理士、実務家にはあまりに当然なことばかりであるが、我が国の意匠出願の件数が極端に少ないことに鑑み、蛇足をおそれず記載しておく。

4-1 願書の記載

意匠出願は、願書と願書に添付した図面（代用される写真、ひな形、見本）をもって行われることになっているのは周知のとおりである（法第6条）。

一意匠は、ひとつの物品（意匠に係る物品）において成立し、一意匠毎に出願をしなければならない（一意匠一出願の原則）（法第7条）。

願書の「意匠の説明の欄」には、意匠に係る物品に適用される形態を知る手掛かりとして、図面では表しきれない事柄について、法第6条の第3項ないし第7項の定めるところにより、記載すべきこととされている。⁽³⁾

4-2 図面等

(図面)

図面については、法第6条第1項において「意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面」と規定され、これは当該意匠に係る物品についての一組の図面（意匠法施行規則第3条様式第6）の添付が義務付けられている。

具体的には、意匠法施行規則第3条様式第6には、

「①意匠が立体状の形態の場合には、正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図を一組として（以下、「一

組の6面図」と称します。)表すことが基本です。(様式6備考8)

②意匠が立体状の形態の場合に、上記の一組の6面図に代えて(一部の図又は全図について)、等角投影図法、斜投影図法によって表した図とすることができます。(様式6備考9)

③意匠が平面的な形態の場合は、各図同一縮尺で作成した表面図及び裏面図を一組とします。(様式6備考10)

④上記の図面だけでは、その形態を十分表すことができないときには、断面図、拡大図、斜視図等を加えることが必要です。(これらの図も必要図となります。)(様式6備考14)

とされている。

5. 意匠権の権利を画する基準

5-1 諸説

意匠法には、その本質をめぐって、創作説、需要説、混同説等の議論があることは読者諸賢の知る通りであり、ここでは、そのような議論に深入りするつもりはない。

しかしながら、意匠法が特許法とともに、「創作保護法」であることは争いようがないことである。ここでは、「創作とはなにか?」という難しい議論への没入をできるだけ避けて、しかし、出願意匠の審査において、あるいは意匠権侵害の場面で、対象となる意匠の「創作」とはどのように把握されるべきものであるかを考えるために新しい出願形式(方式)を提案することにしたい。

なお、一部の論者の中には、意匠法第1条が「この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。」と定めており、この規定ぶりから、意匠法が保護するのは、「意匠」そのものであって、「意匠の創作」ではないと主張する向きもある。この場合、上記した出願の際の図面等により特定された形態そのものが「意匠」であるから、これが保護対象である、という見解である。

しかるに、「意匠」と「意匠の創作」とを区別し、法が前者だけを保護するというのは、きわめて形式論に過ぎるものであって、法第6条は、出願形式(方式)を法定することにより、出願に係る意匠を正しく正確に特定させ、その特定された意匠から保護対象とされ

る「意匠の創作」を把握させようとしていることは明らかである。

何故なら、意匠法第23条は、意匠権者に「登録意匠」及び「これに類似する意匠」を専有することを認め、法第3条第1項、第2項の登録要件は、出願に係る意匠に対して、意匠権付与の前提として、新規な意匠の「創作」であることを求めていることから、意匠法が図面等にあらわされた意匠そのものではなく、その類似範囲を包含した意匠の創作を保護する「創作保護法」であることに議論の余地はないものとする。

そして、この意匠の創作の範囲こそ、意匠の類似の範囲と一致しなければならない。⁽⁴⁾

5-2 創作保護のための類似範囲の把握

意匠の類似範囲は、意匠権成立後には意匠権の効力範囲であり、この類似範囲は当該意匠の創作の範囲と一致しなければならない。

したがって、ある意匠について、その類似範囲を判断することは、審査、審判、審決取消訴訟を通じて行われ、さらには意匠権の侵害訴訟においても行われる。これらの手続において、上記類否判断は法的な基準はともかく、実際の各手続においては当然に異なる主体により行われる。⁽⁵⁾すなわち、審査においては審査官、審判においては審判官、訴訟においては裁判官というように実際の手続においては立場の異なる主体により判断されるのである。

したがって、実際の判断主体の違いに応じて異なる結果となるおそれは十分にあり、このことは後述するように、実際に行われる類否判断の具体的手法が複雑であることにも起因して、意匠の類否判断を困難なものとしており、その結果を予測することも難しいのが現状である。

特に、意匠登録出願の増加が実現すれば、登録意匠は増えるし、これらに基づく意匠権の行使が現在よりも頻繁に発生することになれば、侵害の有無を争う裁判所と、登録意匠の無効を争う特許庁とで異なる判断が生じる可能性も高くなり、現在も特許で問題とされている「ダブルトラック」の問題が深刻となることは避けがたい。

現在行われている二つの意匠間における類否判断の具体的手法は大要以下の通りである。

(類否判断の具体的手法)

- 1) 対比される二つの意匠の物品が同一・類似であることを確認する。
- 2) 二つの意匠間でそれぞれ、基本的構成態様と、具体的構成態様とを認定し、対比可能に整理する。
- 3) 二つの意匠間で基本的構成態様が異なれば、両意匠は類似しない。

二つの意匠間で基本的構成態様が共通し、具体的構成態様が異なるとき、次の検討を要する。

- 4) 二つの意匠において、看者（需用者としての）が最も注意を引かれる部分、重視すると思われる部分を認定する。このような部分を「要部」と呼び、この過程を「要部認定」ともいう。

要部認定には、次のような点が配慮される。

- イ 意匠に係る物品の性質、目的、用途、使用態様。
- ロ 意匠に係る物品（同一物品とは限らないので、それぞれの物品について）の周知意匠、公知意匠を調べて、これらと共通する点、相違する点の有無を検討する。共通点については、看者の注意をあまり引かない部分であると判断し、相違点が「要部」の候補となることが多い。また、要部認定はそれぞれの意匠において行う。

- 5) 両意匠において、「要部」が共通しない場合には、非類似と判断できる。

- 6) 「要部」が共通する場合には、具体的構成態様の相違に与える影響を検討し、両者の「美観」が共通するか否かを検討し、美観が共通する場合には両意匠は「類似する」と判断することができる。

5-3 現在の出願手続の欠点

このように見てくると、意匠登録出願の審査においても、あるいは審査後の意匠権に関する一件書類（所謂「包袋」）を参照しても、上述の類否判断が審査においてどのように行われたのかを知ることは簡単でない。知ることが出来るのは、拒絶理由通知とその応答記録の書類の内容だけである。これだけで類否判断の中味を知ろうとしても、あまりにも情報ないしは手掛かりが少なすぎて、当該意匠権に係る意匠の「要部」を知ろうとしても知り得ないのである。

この問題を特許と比較して考えると、特許出願の場合、「特許請求の範囲」「明細書」が全て文章で表現され、論理的把握を容易としている。しかも多くは図面が添付され、明細書は図面とともに説明されているか

ら、対象を特定するのに、図面だけしか手がかりの無い意匠登録もしくは意匠出願と比べると、はるかに解りやすい。

当然に特許の技術的範囲を知ろうとする場合には、出願書類の論理的構成と、審査付与にともなう審査過程がほとんど文章で論理的に説明されている内容であり、意匠と比べるとはるかに思想的把握が容易である。

対して意匠登録がされた場合の意匠権においても、審査過程で意見書の提出が求められる場合があるものの、論理的把握の手段はほぼ意見書のみであり、本来意匠の創作は「論理的把握」に適さないという問題も抱えている。

しかも権利成立後において、全体意匠の意匠権では、通常6面図に示された線図の「線1本、1本」が意匠権の構成要素と言ってよく、このことは、具体的な形態の把握を容易にする一方で、創作の幅を見極めるに当って制限方向に働くことはあっても、決して拡張する手がかりにならず、利用者には「意匠権は狭い」と印象を抱かせる大きな要因になっていると思われる。

すなわち、意匠権者にとっても自己の登録意匠の類似範囲について客観的範囲を認定することができないし、同じ事が当該意匠に係る物品について、自己の製品を実施しようとする第三者にとってもあてはまる。出願経過書類を参照しただけでは、果たして自己の実施品が当該意匠権の権利範囲に入るのか入らないのかは殆ど推測することさえできないのが実情であり、これらの点が、特許権の場合と大きく異なる。

言い換えると、関連意匠が登録になっている場合（好ましくはいくつかの関連意匠が登録されている場合）はともかく、全体意匠を1件だけ所有している場合の権利者は、自己の意匠権の類似範囲（「類似範囲」は必ずあるのであるが）がどこまで広がっているかは不明である。確実に解るのは一組の図面（所謂「六面図」）により示された構成要素と一致する形態を適用した物品には自己の権利が確実に及ぶということであり、それ以上の広い権利解釈をすることは危険に繋がるのである。このことが、「意匠権は狭い権利で、取得しても利点が少ない。」という印象に繋がっている。

現在の出願制度では、ユーザーがいただくこのような印象は「正しい」と言うほかない。

さらに、普段の筆者の業務において、依頼者が気になる意匠権について、自己の実施品を持参され、抵触

関係等について尋ねられた場合、公報や包袋の内容だけでは、責任ある返答をほとんどすることができない（意匠実務に通じた良心的実務家であれば、だれもが理解していることである）。このため急迫した事件性がある場合、残念ながら（要求通りの即答ができず）期待に添えないことがよくある。

この点に関連して、平成10年改正において、所謂「特徴記載制度」の導入が行われている。

「特徴記載制度」では、意匠登録出願人が、自ら「特徴記載書」を提出し、先行意匠の指摘や創作のポイントを説明させることで、出願意匠の新規性や創作非容易性を説明させようとするものであり、まさに、上述した「要部認定」を容易にする試みであったとも考えられる。

ところが、出願の形式（方式）は従前どおりであり、いわば、出願人が自己の創作した意匠の創作性を評価して貰う意図で提出しても、権利化後に「禁反言」が働くこと等のマイナス面の印象が強かったようで、その利用率はきわめて低く、当初1%強の利用率があったものが、全体の0.2ないし1.3%となってしまう。⁽⁶⁾

したがって、筆者は現在の出願形式に「特徴記載」のようなものを付加するような制度ではなく、出願形式（方式）を根本的に変更し、出願人と第三者の双方に便宜な点を沢山盛り込んだ制度とするべきと考える。

6. 新規な出願制度が目指すもの

6-1. 一意匠の概念と出願制度

そこで、今回提案するのは、意匠出願の方式を変更し、1件の出願において、当該出願意匠の類似の幅に関して把握しやすくし、出願人にとっても明らかに「広い」権利を取得することを目指すことが理解でき、しかも審査過程を通して、成立した意匠権の類似範囲を把握しやすくすることである。

7. 新規な出願制度の具体的検討

7-1 一意匠の概念について

意匠登録出願については、意匠法第7条において、「意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。」と規定するように、一つの願書で出願できる意匠はひとつの意匠の範囲である。

これは、「一意匠一出願」の原則であり、第7条の規定ぶりから、この原則は、「一意匠一物品一出願」の原

則であることは説明するまでもない。

ここにおいて、一般に「形態」「デザイン」とそれが適用される「物品」によりひとつの意匠が成立することになり、意匠権付与後は、当該出願に係る意匠と同一の意匠と、これに類似する意匠が一つの意匠権の効力範囲として認められることになる（意匠法第23条）。

つまり、一つの意匠権では、一意匠だけでなく、これに類似する意匠も専有することになり、出願では一件の意匠を出願しなければならないが、審査後は類似意匠も専有できる制度設計となっている。

他方、一件の意匠出願あるいは一つの意匠権と冒頭で述べた意匠法の保護客体としての「意匠の創作」の範囲とが一致しないということは、関連意匠制度の存在そのものから容易に理解されることである。

関連意匠制度は、本意匠と類似する意匠の範囲だけでなく、これに類似する範囲まで権利範囲が及ぶという内容であり、平成10年法において、かつての「類似意匠制度」における「類似意匠」の意匠権についての独自の類似範囲までも権利範囲として専有できる制度が成立したことになり、その意味で、強力な意匠権の実現に成功したのかもしれない。

しかしここで、筆者が強調したいのは、このような現行法も含めて旧来からの意匠（出願）制度は「ユーザーフレンドリー」でないということである。

創作者としてのユーザは、意匠を新規に創作しており、当該「意匠の創作」を保護することを希望して出願するのである。意匠の創作の一部についてだけ保護してほしいということではない。この点で、創作者・出願人と現行の出願制度は齟齬を生じている。つまり、一件の意匠登録出願をして権利化しても、その創作の一態様だけが顕在化された状態で保護されて、模倣者に逃げられてしまうという強い不満に頻繁に接するのである。

私は、ひとつの意匠権の範囲と創作の範囲は一致すべきであり、意匠登録出願は、当該意匠の創作の範囲を一出願できる制度とすべきであると考えます。

このような筆者の考え方は、多くの実務家、学者には受け入れられないであろうとは承知している。意匠法7条が規定する通りに一意匠の範囲は決まっております。創作の範囲に属する意匠を図面に起して全て一出

願に含ませることは、従来の観点からみれば、「多意匠一出願」制度になってしまうという意見が多数を占めると思う。

しかしながら、敢えて言えば、法改正をしてでも、もはやそうすべきなのである。言うまでもなく、特許法は昭和 62 年の改善多項制以来、1 出願の範囲を拡大して来た。

これに対して意匠は意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入を果たしても、国際出願の上で出願人に有利な点が増えたのはその点だけであり、国内法に上述の不利不便が残る以上、国内の意匠出願件数の増加はほとんど期待できそうにない。

7-2 出願書類の構成について

出願書類は、これまで通り、願書と添付図面（図面代用写真等を含む、以下、同じ）とするが、願書には、クレーム、すなわち、「意匠登録請求の範囲」を文章で記載できることとする。

すなわち、既に説明したように、意匠法の保護客体は「意匠」としつつも、その内実は「意匠の創作」であると考えられ、そうであれば、「意匠」そのものを表した図面のみが、その構成要素となるべきでなく、「創作」を概念的に言葉で表現できるものとすべきであるとする。また、そうでないと創作者の「デザインコンセプト」に近いものを客観的に把握することは困難である。

すなわち、自己の創作が如何なるものであるかは、自己の責任において表現されなければならない、「文章」ないしは「言葉」を通じて、それを客観的に伝えることが必要であるとする。図面に表された「意匠」は「意匠の創作」の実施形態として位置づけられ、審査官等が当該出願意匠の創作を理解するための手がかりとされるべきである。

なお、例えば、米国の意匠特許の制度においては、同様に「クレーム」制度を採用しているが、当該制度は、クレームは「単項」でなければならないこと、及び、その内容が、「図面に示したとおりの……物品（意匠に係る物品の名称）」という表現に決められていることから、殆どクレームとしての機能を果たしていないものと思われる。

I. 意匠登録請求の範囲について

意匠出願にクレーム機能を導入する。この場合、言

葉で表現されるクレームは必ず図面との関係を記載するように義務づけることで、図面に表された形態がもつ創作性を定義するものとする。

例えば

【意匠登録請求の範囲】

請求項 1

家庭用もしくは屋内用のごみ箱における一面の外形であり、下方へ行くほど徐々に内方に傾斜する形態（図○……対応図を必ず記載する）……部分意匠。

請求項 2

前記傾斜下方へ行くほど徐々に内方に傾斜する形態の一部に水平に横切る折れ線を施す請求項 1 に記載の形態（図○）……部分意匠かつ従属請求項。

請求項 3

図示するように、開閉用ペダルを色分けした請求項 1 または 2 に記載の形態（図○）……全体意匠かつ従属請求項。

II. 図面について

1. 一件の出願には、類似範囲（創作同一の範囲）に属する複数の実施形態を出願図面に含めることができるものとする。
2. 実施形態の数は任意とし、最低ひとつの実施形態を表す図面を提出することとする。
3. ひとつの実施形態には、最低ひとつの図を含めることとし、立体的意匠の実施形態には、斜視図の提出を義務づける。
4. 図面作成に際しては、現在の実務のように、完成品のビスひとつまでも表現しなければならないという制約を外し、出願人の責任において、意匠を特定するための要素を描くようにする。
5. 図面は、意匠登録請求の範囲（クレーム）とともに、その意匠の類似範囲を画する上で、重要な機能を持たせる（第 24 条参照）。

III. 審査における扱い

- 1) まず、各クレームと図面について、先行意匠との関係で、どこまでが創作の範囲といえるかどうか検討し、結果的には創作範囲からはみ出るものについては、当該内容の拒絶理由通知（米国などにおける選択要求のようなもの）を行う。
- 2) これまで通り、意匠法 3 条等の主要な審査におい

ては、同様の考え方ですすめて良いと思われる。

相違するのは、「クレームとそれに紐づけられた図面」毎の審査を行う必要がある。これは現在の特許における請求項ごとの審査と同様な考え方でおこなうことができる。

3) これらの審査結果は拒絶理由通知で通知され、出願人は、これまで通り、意見書、補正書の提出により応答することになる。

ここで、3条1項各号にかかる拒絶理由を受け取った場合、意見書のみで応答する場合には、これまでどおり、審査官の考えと異なる立場についての主張を書けばよいが、それ以外に、以下のような図面の補正が今後有効になると考える。

すなわち、いずれかのクレームと、関係図面が先行意匠と類似するか否かを争うこともできるが、審査官の見解が、出願書類の一部の図面の形態について、「一創作」の範囲を超えているという指摘を受けた場合は、「削除」もしくはそこだけ抜き出して「分割」という手法をとることもできるようになると考えられる。

8. 新規な出願制度に期待できること

意匠法は、本質論の議論において論者の間の調整が未だ十分でなく、各学説的立場の乖離があまりに大きい。

本論は、敢えてその部分にできるだけ立ち入らずに、よりユーザーフレンドリーで、意匠権のビジネスツールとしての役割を向上させ、制度利用促進を第1に提案内容をしぼったものである。

したがって、きちんとした制度設計には改良が必要となると思うし、その運用においても多くの困難が伴う事と思うが、21世紀の日本の産業社会の活性化には不可欠と考える。

したがって、本論を対象に、所謂意匠の本質論を主張し合うことはいくらでもできることを筆者は良く理解した上で、そうした本質論についてはとりあえず置いて、本論の制度について提案していることを考慮していただきたい。

我が国の衰退しゆく意匠制度をどうするのかを実務家の視点でみつめなおしていただきたいのである。

手前味噌かもしれないが、明らかに以下の利点は十分考えられることである。

1) 意匠出願の段階で出願人の主観的創作意図が審査

側に伝えられる。

2) 意匠出願が一組の図面だけに限られないことで、出願人としては、自己の「創作に関する範囲」についての考えを審査側に訴求することができる。

3) 創作の単位で、すなわち現行の関連意匠が認められる範囲において一出願できることで、一出願の持つ権利範囲の「狭さ」に関するイメージを払しょくして、デザイン戦略を展開しやすい。

4) 上述のような出願イメージを実現すると、これは、従来の概念で表現すると、この提案にかかる出願制度は「一物品多意匠」出願を許容するものとなる。

このため、ユーザは一出願で今までと比べてより多くの形態について出願をすることができ、「ユーザーフレンドリー」である印象を持ちやすく、意匠制度の利用促進に役立つと考えられる。

5) このような制度を導入した場合には、現行の「関連意匠制度」の存在意義はあまり無くなるように思われるが、仮に国内優先制度を意匠制度に導入し、実施形態の追加の是非を検討しても良いと思われる。

以上

注

(1) 特許庁 HP「特許行政年次報告書」参照。

(2) 他にも平成10年改正では、意匠法第3条第2項（創作非容易性）、意匠法第3条の2（拡大先願の地位）等の諸施策により、価値ある意匠権の創出を目指したものである。

(3) 願書には、「意匠の説明」のほか、「意匠に係る物品の説明」があるが、デザインすなわち、形態に係る事項の説明のためには「意匠の説明」の欄が用いられる。「意匠に係る物品の説明」は当該出願の物品が意匠法上の物品であるか否か、分野はどの物品の分野に属するか等の理解の手掛かりとなる事項が記載される。

(4) 同一物品間における創作一致の範囲、すなわち法第3条第1項第3号の範囲。

(5) 意匠法第24条第2項において、類否の判断主体は「需用者」の立場であることが明定された。これにともない、審査における類否判断の主体も特段区別される必要性がないので、同じと考えてよいと思う。ただし、個々の手続を行うのは、それぞれの手続を担当する者になることは当然であり、これらの者が「需用者の資格を通じて起こさせる美感」を通じて行うことになる。

(6) 意匠登録出願における「特徴記載書」に関する調査研究報告書（平成20年3月「財団法人知的財産研究所」）参照。

（原稿受領 2015. 1. 6）